

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

平成27年2月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 松前郡松前町字上川582の1・584・585の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、583

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字モトチ40の1・40の2・135の1から135の3まで・136・353・443・947（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、459の1、字ヘウケトンナイ858の1・882（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

礼文町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第130号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成27年2月24日

北海道知事 高橋 はるみ

目次

告示

○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	92
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	92
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	92
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	93
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	93
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	94

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	95
○特定調達契約に係る入札の公告……………	96
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	97
○特定調達契約に係る入札の告示……………	97
○特定調達契約に係る落札者等の告示……………	99

告示

北海道告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成27年2月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年2月24日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
古丹別	農業用排水施設	北海道留萌振興局
沖内	同	同

北海道告示第129号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

1(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡むかわ町有明132の1地先・133の1地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。）、133の1、釧路郡釧路町別保1丁目42の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）、41の2、44の2、45、46の2、別保3丁目13の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 二海郡八雲町熊石畳岩町66の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、368（次の図に示す部分に限る。）、363、松前郡福島町字浦和42地先・152地先・283地先（以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、厚岸郡厚岸町御供10番地先（国有林）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第131号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年2月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 幌泉郡えりも町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 美幌市・根室市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

根室市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第132号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成27年2月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 三笠市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
三笠市（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 深川市・空知郡上砂川町・虻田郡真狩村（以上1市1町1村について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
深川市・上砂川町・真狩村（以上1市1町1村について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 余市郡余市町（国有林。次の図に示す部分に限る。）空知郡上砂川町・雨竜郡雨竜町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに三笠市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第133号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年2月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路桜ヶ岡1丁目3（I-9-65-2786）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市桜ヶ岡1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路桜ヶ岡1丁目4（I-9-66-2787）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市桜ヶ岡1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路桜ヶ岡3丁目1（I-9-67-2788）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路市桜ヶ岡3丁目（次の図のとおり）

<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路桜ヶ岡3丁目2 (I-9-68-2789)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市桜ヶ岡3丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路桜ヶ岡3丁目3 (I-9-69-2790)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市桜ヶ岡3丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路桜ヶ岡7丁目 (I-9-70-2791)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市桜ヶ岡7丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路桜ヶ岡3丁目4 (II-9-30-2124)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市桜ヶ岡3丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>	<p>次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p style="text-align: center;">道 教 育 庁 教 育 局 告 示</p> <p>北海道教育庁後志教育局告示第4号</p> <p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。</p> <p>なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。</p> <p style="text-align: right;">平成27年2月24日 北海道教育庁後志教育局長 菅 原 行 彦</p> <p>1 資格及び調達をする特定役務の種類</p> <p>平成26年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。</p> <p>(1) 契 約 平成27年2月24日に一般競争入札の公告を行う北海道余市養護学校スクールバス賃貸借契約</p> <p>(2) 資 格 北海道余市養護学校スクールバス賃貸借契約に関する資格 (以下「資格」という。)</p> <p>(3) 特定役務の種類 陸上運送サービス</p> <p>2 資 格 要 件</p> <p>平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。</p> <p>(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号口の許可を現に受けている者であること。</p> <p>(2) 道路運送法第9条の2第1項に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。</p> <p>(3) 資格審査の申請の日の直前2営業年度分において種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において、契約期間中である者については、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。</p> <p>3 資 格 要 件 の 特 例</p> <p>平成16年北海道告示第447号の2による。</p>
---	---

- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成27年2月24日から同年3月20日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、後志教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
- (3) 電 話 番 号 0136-23-1979

北海道教育庁後志教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年2月24日

北海道教育庁後志教育局長 菅原行彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称（スクールバス賃貸借1日当たりの単価）及び調達予定数量

北海道余市養護学校スクールバス賃貸借契約

調達予定数量については、別紙「スクールバス運行コース一覧」のとおりとする。

（別紙「スクールバス運行コース一覧」は、省略し、3の場所に備え置いて縦覧に供する。）

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成27年4月8日から平成28年3月25日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成27年北海道教育庁後志教育局告示第4号に規定する北海道余市養護学校スクールバス賃貸借契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道余市養護学校

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 余市郡余市町梅川町377番地 北海道余市養護学校会議室
（送付による場合は、郵便番号 046-0023 余市郡余市町梅川町377番地 北海道余市養護学校）

(2) 入札日時 平成27年3月27日（金）午前9時30分（送付による場合は、同月26日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道余市養護学校のホームページ（<http://www.yoichiyougo.hokkaido-c.ed.jp/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道余市養護学校

(2) 所 在 地 郵便番号 046-0023 余市郡余市町梅川町377番地

(3) 電話番号 0135-23-7877

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

The school bus rental contract of the Hokkaido Yoichi Special Needs School

B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., March 27, 2015

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 26, 2015)

C Contact : Hokkaido Yoichi Special Needs School, 377 banchi, Umekawa-cho, Yoichi-cho, Yoichi-gun, Hokkaido, 046-0023 Japan

Phone : 0135-23-7877

北海道教育庁胆振教育局告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年2月24日

北海道教育庁胆振教育局長 篠原正行

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成27年2月24日に一般競争入札の公告を行う北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借契約

(2) 資格 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借契約入札参加資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 陸上運送サービス

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までのほか、次による。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロ（一般貸切旅客自動車運送事業）に該当する種別について同法第4条（一般旅客自動車運送事業）の許可を現に受けている者であること及び許可を受けている営業区域が北海道運輸局室蘭陸運支局の管轄区域内であること。

(2) 道路運送法第9条の2第1項の規定による旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。

(3) 北海道室蘭養護学校から25km以内に、車庫・屋外駐車場等、車両の保管場所を有し、当該車庫等から配車が可能な者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成27年2月24日から同年3月18日まで（日曜日及び土曜日を除く。）午前8時45分から午後5時30分まで（最終日のみ午前11時まで）

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 051-8558 北海道室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル3階

(3) 電話番号 0143-24-9605

北海道教育庁胆振教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年2月24日

北海道教育庁胆振教育局長 篠原正行

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称 スクールバス賃貸借1日当たりの単価及び予定数量
ア 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（室蘭コースA：青バスA）1日2運行

92日

イ 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（室蘭コースB：青バスB）1日3運行

112日
ウ 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（登別コースA：赤バスA）1日2運行
92日
エ 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（登別コースB：赤バスB）1日3運行
112日
オ 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（伊達コースA：黄バスA）1日2運行
92日
カ 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（伊達コースB：黄バスB）1日3運行
112日

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格
北海道教育庁胆振教育局告示第7号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室B（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）
(2) 入札日時 平成27年3月25日（水）午前11時（送付による場合は、同月24日（火）午後5時必着）
(3) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、届出運賃・料金を基に積算された金額であることの確認を行う。
なお、積算内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効とする。
(4) 開札場所 (1)に同じ。
(5) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.htm>）においてダウ

ンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10に規定する場合を除き、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
なお、国土交通大臣へ届け出た運賃・料金を基に積算されたことが確認されたものであること。

8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1
(3) 電話番号 0143-24-9605

10 Summary
A Nature and quantity of the services to be procured :
a School Bus Charter (Muroran course) twice / day 92 days
b School Bus Charter (Muroran course) three times / day 112 days
c School Bus Charter (Noboribetsu course) twice / day 92 days
d School Bus Charter (Noboribetsu course) three times / day 112 days
e School Bus Charter (Date course) twice / day 92 days
f School Bus Charter (Date course) three times / day 112 days
B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 25, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 24, 2015)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran 051-8558, Japan
Phone : 0143-24-9605

北海道教育庁日高教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年2月24日

北海道教育庁日高教育局長 北村善春

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア A重油 新ひだか町（平取養護学校静内ペテカリの園分校）	42,000リットル
イ A重油 平取町（平取養護学校）	136,200リットル

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品の仕様等 J I S規格1種2号

(3) 契約期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年2月24日（火）から同年3月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高合同庁舎地下会議室
（送付による場合は、郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成27年3月24日（火）午前10時30分（送付による場合は、同月23日（月）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成26年8月29日付け北海道教育庁日高教育局告示第18号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁日高教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hdk/>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 浦河郡浦河町栄丘東通56号

(3) 電話番号 0146-22-9485

12 Summary

A Nature and quantity of products to be procured :

a Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) 42,000 liters

b Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) 136,200 liters

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., March 24, 2015

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., March 23, 2015)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Hidaka District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Sakaeoka-higashidori 56, Urakawa-cho, Urakawa-gun, Hokkaido 057-8558 Japan

Phone : 0146-22-9485
